

総 発 第 3 6 7 号
令和 5 年 1 月 1 0 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和4年12月27日付監発第83号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果		措 置 内 容
上下水道部 管理課	注意 事項	【収入事務】 ○調定手続が適正でないもの 調定すべき日の翌月中旬に1か月分をまとめて起案文書「上下水道料金等の調定について」として、財務会計システムから出力された調定明細書を添付し決裁を行い、財務会計システムから出力される調定伺書には決裁していなかった。 今後は酒田市上下水道事業会計規程にのっとり適切な時期に調定を行うこと。	上下水道料金等の調定については、毎月の調定額の会計処理等を確認したうえで、納付書送付前に、会計システムから調定伺いを出力し決裁するよう、12月処理分より改めた。
上下水道部 管理課	注意 事項	【補助金等の支出】 ○請求書の請求年月日を空欄とするよう指示しているもの 酒田市水洗便所等改造資金融資あっせん借入金に対する利子補給金に係る請求について、融資元の各金融機	記入例の請求年月日欄については、ホームページに記載の記入例と統一し、請求年月日を記載してもらうよう、12月処理分より改めた。

	<p>関宛に期限まで請求書等を提出するよう依頼文書を送付しているが、添付されている請求書の記入例に「請求年月日は空欄でお願いします」と記載され、請求年月日が空欄の請求書が提出されていた。</p> <p>請求書については、適正な形で提出するよう指示すること。</p>	
--	--	--